



35号 令和3年10月14日

<学校教育目標>

ともに伸びる

# 校長だより

呉市立市阿賀小学校  
安宗 誠



## 「対策期間」終了後の本校のコロナ対応

10月14日をもって対策期間が終了することに伴う今後のコロナ対応については、レベル1の行動基準及び市教委からの指示に基づき、次のとおり進めて参ります。

(対策期間と同じ・・・○ 対策期間から緩和・・・▲)

### 1 児童の登校

○児童の登校受け入れは7時30分から。

### 2 健康観察

▲登校後、教室のかごに健康観察カードを提出。

▲健康観察カード不備等のチェック(検温等)は担任が実施。

○児童が風邪様症状の場合は登校不可。

▲同居家族が風邪様症状の場合は登校可。(登校自粛も可。)

○家族がPCR検査を受け結果が出るまでの間、同居児童も登校を控えるよう、協力要請。

### 3 授業等

▲1m以上の距離を確保する中でグループ学習も実施する。

○児童機の距離・間隔を1m以上空ける。児童機が床の印に合っているか常にチェックする。  
(児童機はオープンスペース3分の1から2分の1くらいまではみ出すくらいの空け方で)

▲学級の枠を解いた形式の授業は1m以上の距離を確保する中で実施する。

○各教科等での禁止事項

1m以上距離を確保しないままでの向かい合いながらの活動(すべての教科等で)、接触のある活動(体育等)、吹奏楽的な活動・マスクをしない状態での歌唱活動(音楽等)、1m以内での実習・実験・観察(理科、家庭科等)、共同制作(図工等)等。

### 4 その他の教育活動

▲たてわり掃除を実施する。

▲クラブ活動(ただし、身体接触をしない)・委員会活動(1m以上の距離を確保する中で)を実施する。

▲参観日は、分散・参観人数制限・参観位置確認により実施する。

▲学習発表会は、内容の簡素化・分散・参観人数制限・参観位置確認等により実施する。

▲もちつき大会も、内容の簡素化・分散により実施の方向。

### 5 校内での生活

○換気の徹底

○児童相互の身体接触禁止。

○児童の配り係禁止、配布物の児童から児童への順送りの手渡し禁止。

○屋内外を問わず、児童間の距離が1m以内の集合・整列・順番待ちの禁止。

○無言給食(残らないように配り、おかわりなし)・無言移動

○トイレ後、外遊び後、体育の授業後、図書室利用後、給食前後の確実な石鹸・手洗いの確実な実施。給食当番の配膳前石鹸・手洗い後のアルコール消毒の確実な実施。